

議案第 3 4 号

羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年条例第 2 0 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては
「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)
については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章～第 5 章 (略) <u>第 6 章 雑則 (第 5 0 条)</u> 附則 (保育所等との連携) 第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 5 条第 1 項及び第 2 項、第 1 6 条第 1 項及び第 5 項、第 1 7 条並びに第 1 8 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成 1 8 年法律第 1 2 0 号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる	目次 第 1 章～第 5 章 (略) 附則 (保育所等との連携) 第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 5 条第 1 項及び第 2 項、第 1 6 条第 1 項及び第 5 項、第 1 7 条並びに第 1 8 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成 1 8 年法律第 1 2 0 号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる

事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（１） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援（事項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

（２） （略）

（３） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第４３条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望により、引き続き当該連携施設において受け入れ、教育又は保育を提供すること。

２ 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

（１） 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（２） 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じな

事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（１） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定及び保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

（２） （略）

（３） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第４３条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れ、教育又は保育を提供すること。

いようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型、小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

（1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2） 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

（1） 家庭的保育事業者等が家庭

的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

（２） 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

（１） 市長が、法第24条第3項の調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望により、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

（２） 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項の施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

（１） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第

6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号の保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(食事の提供の特例)

第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画により食事を提供するように努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2) (略)

(3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項の義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事

(食事の提供の特例)

第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)・(2) (略)

業等を行う場合に限る。)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であって、利用乳幼児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(連携施設に関する特例)

第46条 (略)

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号の事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。))については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

(準用)

第49条 (略)

第6章 雑則

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載

(連携施設に関する特例)

第46条 (略)

(準用)

第49条 (略)

された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（食事の提供の経過措置）

第 2 条 （略）

（連携施設に関する経過措置）

第 3 条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号の事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日から起算して 15 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第 4 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 30 条第 2 項各号又は第 45 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数は、1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認め

附 則

（食事の提供の経過措置）

第 2 条 （略）

る者を置かなければならない。

第5条 前条の事情に鑑み、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を保育士とみなすことができる。

第6条 附則第4条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第7条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項、第45条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 3 日 提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明